

SHIP SECURITY ADVISORY No. 04-25J

To: Owners/Operators, Masters, Company Security Officers, Recognized Security Organizations

SUBJECT: POSSIBLE RESURGENCE OF SOMALI-BASED PIRACY IN THE INDIAN OCEAN REGION

Date: 9 January 2025

(SSA No.03-24は絶版となります)

以下の海域で運航中又は運航予定の弊旗国籍船舶主、及び運航者の皆様は、本船舶保安通知書を(該当船に)速やかに配布、(内容についてご理解)ご共有を願います。

- Gulf of Aden (GoA);
- Arabian Sea; or
- Indian Ocean

1.0 最新情報

- 1.1 アフリカホーン海事安全センター(MSCHOA) は、インド洋海事安全センター([MSCIO](https://mscio.eu/) : <https://mscio.eu/>) に改称。ウェブリンク並びに連絡先を含むこの変更は本船舶保安通知書に反映されています。
- 1.2 Appendix Aを廃版。記載の連絡先情報をGlobal Maritime Security Contacts ([MARSEC-210](https://www.register-iri.com/wp-content/uploads/MARSEC-210.pdf) : <https://www.register-iri.com/wp-content/uploads/MARSEC-210.pdf>) に記載。
- 1.3 2024年12月16日から17日にかけてバーレーンで開催された第52回 SHADE (Shared Awareness and Deconfliction) 会議(<https://eunavfor.eu/news/52nd-shade-conference-bahrain>) において、紅海地域(上記の海域を含む)における商船の登録・通報の一次窓口を英国海運貿易オペレーション(United Kingdom Maritime Trade Operations-[UKMTO](https://www.ukmto.org/) : <https://www.ukmto.org/>) が務めることで合意。MSCIOは同地域における第二の窓口となる。§3.0を変更

本船舶保安通知は、毎年弊局によって審査され、特段の記載が無い限り、また置き換え、取り消しが無い限り、発行・更新から1年後に失効します。

SSA No. 04-25J

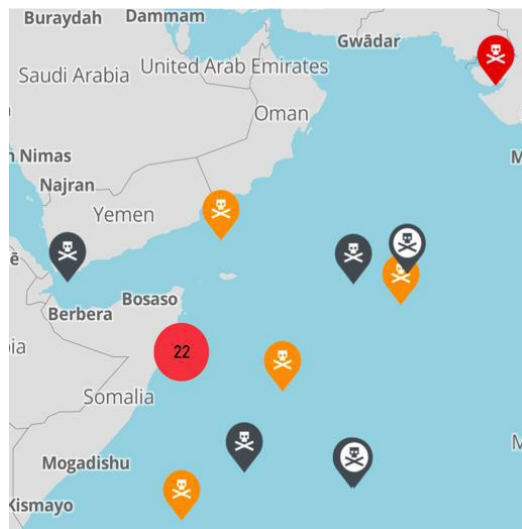
1/5

注) 本和訳はご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします。
今回の改正部分を赤字で示します。

2.0 脅威と危険度について

2.1 最近のインシデント

1. インド洋海域でソマリアを起点とする海賊行為が再発、活発化しています。2023年11月以来、ソマリア沖で複数の商船、ダウ漁船が襲撃、拿捕を受けています。こう云った事態はこの海域の漁業者間の諍いでしたが、今では拿捕されたダウがアデン湾やアラビア海を含むインド洋で海賊母船として使われています。
2. 以下イメージ図で2023年11月以来、拿捕、乗り込み未遂、及び襲撃を図った海賊行為を示します：



Source: Risk Intelligence

3. 最近のソマリア拠点の海賊事件では、インド洋海域に於ける複数の海賊行為の疑いがある目撃情報、又は海賊行為について報告された事例に加えて、(UKMOT, MSCIO、及び International Maritime Bureau Piracy Reporting Centre (IMB PRC) を含む公表されているデータによれば) 12隻を優に超えるダウ漁船と小舟が行った、3隻の商船(1隻のタンカー、2隻のバルクキャリアー)への乗り込み未遂、及びバルクキャリアー2隻の拿捕が含まれます。
4. 弊局は拿捕されたダウ漁船が(沿岸より)長距離を航行し襲撃を行う海賊母船として使用されていると考えています。うまくいった商船の拿捕事件はアラビア海のスオマリア海岸より600海里離れたところで起こっています。乗り込み未遂やその他の海賊行為はソマリア海岸より凡そ900海里沖で起こったと報告されています。

SSA No. 04-25J

2/5

注) 本和訳はご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします。
今回の改正部分を赤字で示します。

2.0 危険緩和対策

2.1 インド洋海域を航行する場合は以下の事前対策を取ってください：

- .1 今後の進展状況に拠って変わりますが、最近の事例、及びこの海域に於ける疑わしい海賊行為報告より、可能であれば少なくともソマリア沿岸600海里沖を航行して下さい。
- .2 Best Management Practices to Deter Piracy and Enhance Maritime Security in the Red Sea, Gulf of Aden, Indian Ocean and Arabian Sea, 5th Edition (BMP5: www.register-iri.com/wp-content/uploads/BMP5-June-2018-1.pdf) を見直し、実施。
- .3 航海前の脅威と危険に対するきめ細かい評価の実施。
- .4 危険評価、及び事前保安対策実施後、本船保安計画の見直し、及び改正。
- .5 危険性が増す海域へ進入する前の保安・警戒訓練の実施。
- .6 小型艇接近に対する船橋総員による用心深い監視の維持。

2.2 船長はSOLAS/Regulation V/34.1に従い海上における人命の安全、及び海洋環境保全の為に必要な職業上決断を下す事が出来、(何人も)その決定を妨げる事があってはならない。船長が(迫る)脅威を軽減させ、本船の安全もしくは保安が確保できると判断すれば、AISの遮断も可。(IMO Assembly Resolution A.1106(29)/§22; [A 1106 29](https://wwwcdn.imo.org/localresources/en/OurWork/Safety/Documents/AIS/Resolution%20A.1106(29).pdf) (https://wwwcdn.imo.org/localresources/en/OurWork/Safety/Documents/AIS/Resolution%20A.1106(29).pdf) 参照)。

SSA No. 04-25J

3/5

注) 本和訳はご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします。
今回の改正部分を赤字で示します。

3.0 報告

3.1 UKMTO VRA(を航行する船舶は、弊局発行Marine Notice No. [2-011-39](#)/§5.0 (<https://www.register-iri.com/wp-content/uploads/MN-2-011-39.pdf>) に従い、自発的報告計画を利用:

- .1 UKMTOに登録、報告。(報告書式: <https://www.ukmto.org/reporting-formats>)
- .2 欧州連合軍(EUNAVFOR)へ情報若しくは支援の要請を行う(インストラクションは[こちら](#): <https://mscio.eu/reporting/support-request/>)

4.0 インシデント又は(他船/未確認局による)不審な行動に対する報告

4.1 **緊急事態:** 船舶警報通報装置(SSAS)を作動させ、電話+973-1785-3879, 米国中央海軍指令部)US NAV-CENT)戦闘監視部(Battle Watch)へ通報。

4.2 **不審な行動:** [UKMTO](https://www.ukmto.org/) (<https://www.ukmto.org/>)、及び[IMB PRC](https://www.icc-ccs.org/piracy-reporting-centre/) (<https://www.icc-ccs.org/piracy-reporting-centre/>) に連絡。

4.3 **全ての保安に係るインシデント:** 弊局、電話+1-571-441-1885、marsec@register-iri.com 及び dutyofficer@register-iri.com にご報告下さい。

4.4 関連連絡先はGlobal Maritime Security Contacts ([MARSEC-210](https://www.register-iri.com/wp-content/uploads/MARSEC-210.pdf) : <https://www.register-iri.com/wp-content/uploads/MARSEC-210.pdf>)を参照下さい。

SSA No. 04-25J

4/5

注) 本和訳はご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします。
今回の改正部分を赤字で示します。

5.0 補足情報

- 5.1 Maritime Global Security [website](http://www.maritimeglobalsecurity.com), www.maritimeglobalsecurity.com は、BMP5を含む(海上保安に係る)海事業界最良の事例(ベストプラクティス)を提示、海事従事者の為の地域(情報)、(船舶が非常時に遭遇した場合の)連絡先、(計画航行)海域に於ける海上保安報告センターの情報を提供。上記海域航行前にBMP5、及びMaritime Global Security websiteへ(海域情報)確認を行って下さい。

- 5.2 弊局、[Maritime Security webpage](https://www.register-iri.com/maritime/maritime-security/) (<https://www.register-iri.com/maritime/maritime-security/>) も併せてご利用下さい。